

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う利用制限について

令和3年5月8日

ご利用の皆さまへ

日頃より、豊田市青少年センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

5月8日、愛知県に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されました。豊田市青少年センターでは、宣言の発出に伴い5/12(水)から5/31(月)まで以下の対応を取ることが決定いたしました。

なお、「感染していないだろう」ではなく、「感染しているかもしれない」という発想に切り替え、マスクの着用、手洗い・手指の消毒、来館前の検温、「3密」の回避を徹底していただきますようお願いいたします。

今後も新型コロナウイルスの感染拡大予防にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 利用時間の制限

午後5時～午後9時30分 ⇒ **午後5時～午後8時**

(夜間区分の利用時間を変更する)

※豊田産業文化センターの午後8時閉館に伴い、ロビーの利用も午後8時までとなります

2 使用料の設定

規則に定める利用区分の使用料から短縮後の利用時間に係る使用料を差し引いた額に減額する。

(夜間区分の利用時間短縮に係る使用料を減額)

また、既に納付された使用料は減額分を還付する。

施設名	夜間区分使用料	減額後の使用料
交流室	4,400円	3,300円
会議室 A	2,200円	1,650円
会議室 B	1,600円	1,200円
会議室 C	1,600円	1,200円
談話室 D	600円	450円
談話室 E	600円	450円
談話室 F	600円	450円
和室	1,100円	820円
軽運動室①	2,000円	1,500円
軽運動室②	1,400円	1,050円
音楽室	2,400円	1,800円

3 利用の取消し

今回の措置に伴い、または新型コロナウイルス感染防止を目的として施設利用予約を取り消す場合は、豊田市青少年センター（TEL0565-32-6296）へご連絡ください。

※公共施設予約システムについて、当センターより承認を受ける前であれば利用者サイトより利用者自身で利用の取消しを行うことができます

4 対象期間

令和3年5月12日（水）から5月31日（月）まで

※国・県の方針によっては変更される可能性もあります。

お客様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。